

# 議会運営委員会 会議録

=====  
日 時 令和元年5月24日（金曜日）  
午前10時00分開会、午後0時12分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 議長挨拶
  - 4 協議事項
    - (1) 令和元年第3回定例会の日程（案）について
    - (2) 令和元年第2回定例会の運営について
      - ① 日程について
      - ② 上程される議案等について
      - ③ 各種委員会委員の選出について
      - ④ 請願・陳情について
    - (3) 政治倫理審査委員会委員の委嘱について
    - (4) 議会基本条例の見直し（基本条例第25条1項）について
    - (5) 議員研修（基本条例第20条1項）について
    - (6) 議員研修（基本条例第20条2項）について
    - (7) その他
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（6名）

委員長 海老原 一郎  
副委員長 吉田 千鶴子  
委 員 吉田 博史  
委 員 小坂 博  
委 員 塚原 圭二  
委 員 勝田 達也

---

## 欠席委員（1名）

委 員 鈴木 一彦

---

その他出席した者

議 長 篠塚 昌毅  
副議長 平石 勝司

---

説明のため出席した者

副市長 五頭 英明  
市長公室長 船沢 一郎  
財政課長 佐藤 亨

---

事務局職員出席者

局 長 塚本 哲生  
次 長 川上 勇二  
係 長 小野 聡  
主 査 村瀬 潤一  
主 査 寺嶋 克己

---

傍聴者 (なし)

---

○海老原委員長 おはようございます。ただ今からですね、議会運営委員会を開会いたします。傍聴は無いですね。

(「ありません」との声あり)

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項(1)令和元年第3回、9月ですね、定例会の日程(案)について協議をお願いいたします。

(「議長挨拶は」との声あり)

○海老原委員長 あ、すいません。大変失礼しました。まず、議長から一言、ご挨拶をお願いします。

○篠塚議長 おはようございます。今日は、第1回目の議会運営委員会の開催、誠に忙しいところ、ありがとうございます。議会運営委員会の皆様には、土浦市議会ですね、司令塔として、いろいろ作戦を練っていただいて、指示をいただければと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○海老原委員長 ありがとうございます。それではですね、早速協議事項に入ります。協議事項(1)令和元年第3回、9月定例会の日程(案)につきましては、協議をお願いいたします。執行部の方から説明をお願いいたします。

○五頭副市長 おはようございます。本年第3回、9月定例会の日程でございますが、資料のNo.1をご覧くださいと思います。9月の3日火曜日開会、9月の25日の水曜日閉会、会期が23日間ということになります。これは定例会会期中に決算特別委員会を開催することになったこと。そして9月23日の月曜日が秋分の日で、休日となりますので一日ずれて水曜日閉会ということになりました。以上です。

○海老原委員長 この件につきましては、今回からはですね、決算特別委員会を会期中に行うということに、なっておりますので、なっておりますが、この件につきまして、何か、ご意見ご質問等ございますか。

(「ありません」との声あり)

○海老原委員長 よろしいですか。それではですね、第3回9月定例会の日程につきましては執行部の説明の通りといたします。次に令和元年第2回の、6月定例会の運営についての協議をお願いいたします。まずは執行部から日程案について説明をお願いいたします。

○五頭副市長 本年第2回6月定例会の日程でございます。資料No.2をご覧くださいと思います。6月の4日火曜日開会、6月の18日火曜日閉会、会期は15日間でございます。なお全員協議会でございますが、6月の12日、一般質問の3日目になります。9時30分から全員協議会の開催をお願いしたいと考えています。案件でございますが、最終日に提案予定の人事案件が4件ございます。まず監査委員、議会選出の監査委員の選任の同意。それから固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う選任の同意。それから教育委員1名の任期満了に伴う任命の同意。そして人権擁護委員1名の任期満了に伴う候補者の推薦について。人事案件、以上4件、その他、報告として来年の成人式の開催報告。市民会館が改修工事中でございますので使用ができません。従いまして来年の成人式は、各中学校区単位で開催をする

ということになりました。会場は中学校の体育館を使うのが4地区。それから地区公民館を使うのが4地区ということになります。よろしく願いいたします。なお、現在のところ6月4日の初日及び6月18日の最終日に、全員協議会の開催をお願いする予定はございませんけれども、今後、開催をお願いする案件が生じた時には、よろしく願いいたします。以上です。

○海老原委員長 はい。ただ今の件につきまして、何か、ご意見ご質問等、ございますか。

○吉田(博)委員 その成人式の、中学校の体育館でやるとか地区公民館でとか。その地域から希望が出てやっているんだろうけど、どこの中学校区がどこを使うっていうの、表とかがあれば、後で。

○五頭副市長 まだ、これ、所管の文教厚生委員会に説明が。まずは、事前の委員会で説明をして、皆さんには全員協議会でお知らせをする予定です。

○吉田(博)委員 わかりました。

○海老原委員長 よろしいですか。

○吉田(博)委員 はい。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 それではですね、第2回定例会の日程につきましては、執行部説明の通りといたします。次に、執行部から上程される議案等の説明をお願いいたします。まずは報告について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 おはようございます。資料No.3、こちらの資料の方で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは1枚おめくりいただきまして、提出議案の一覧、全体の概要を説明させていただきます。1ページからでございます。報告案件でございます。予算の繰越しが6件ございます。それから法人の経営状況が4件ございます。続きまして議案でございます。条例につきまして8件、それから補正予算につきまして3件、市道の認定等が2件、それから人事案件につきまして、先程、副市長の方から説明がありました3件、それから諮問という形になりますが、人権擁護委員1件ということになっております。駆け足で申し訳ございませんが、また1ページ、おめくりいただきまして、3ページの方から報告の方、ご説明させていただきます。3ページからでございます。予算の繰越し6件でございます。報告の第12号から第17号につきましては、3つの会計でございます。一般会計、それから下水道の特会、水道事業会計の繰越しでございます。具体につきましては、4ページの表にございます通り、規模の大きな事業でございます。進捗状況等から継続費につきましては逐次繰越し、明許繰越しにつきましては、明許繰越しを前年度にご承認をいただき繰越しを行っているものでございます。なお、表の中の中ほどでございますが、一般会計の事故繰越しというものがございます。こちらについてご説明させていただきます。内容といたしましては、土浦消防署のポンプ車の車検に関するものでございます。当初、今年の3月に車検で

の支出を予定してございまして、繰越しの措置をしてございませんでしたが、実は、これ、車検を受けました時に、必要な部品の調達の方が遅れまして、その結果、事故繰越しの方をさせていただいたものでございます。車検につきましては、満了期の前となります4月2日に、車検の方は完了してございます。表の1番下の欄でございますが、合計、全部で33件でございます。約18億円につきまして、予算の繰越し措置を行ったものでございます。なお、平成27年度からの繰越し額を、下に、少し小さい字ですが示してございまして、大事業の収束によりまして、過去と比べますと、金額の方は減少している状況でございます。5ページをお願いいたします。報告第18号から第21号につきましては、市が過半数を支出しております土地開発公社他3法人の令和元年度事業について、ご報告を申し上げるものでございます。内容につきましては、下の表の記載の通りでございます。説明については以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして何かございますか。

○吉田（博）委員 事故繰越しって言葉はめずらしいな。

○船沢市長公室長 はい。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

○吉田（博）委員 はい。

○海老原委員長 それでは次に移りまして、条例について説明をお願いいたします。

○船沢市長公室長 それでは6ページの方から条例につきまして、説明の方、させていただきます。条例8件につきまして順次ご説明申し上げます。まず議案の第69号土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴う改正でございまして、内容といたしましては、この条例の中に災害資金の貸付に関する規定がございます。この貸付に関しまして、利率を、中の表にあります通り3%から1.5%に下げるものでございます。それからもう1点でございます。新たに保証人の規定を設けまして、保証人がいる場合には無利子とするものでございまして、公布の日から施行するもので、本年4月1日に遡及して運用するものでございます。議案第70号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、省令改正に伴う改正でございます。始めに家庭的保育事業所について簡単に説明させていただきます。この事業所につきましては、0歳1歳2歳までを預かる小規模な施設となっております。続きまして連携施設というのが、一番下に書いてございますが、これにつきましては、ここを卒業した3歳以上の子どもに対して、教育、それから保育を提供する幼稚園、保育園、認定こども園を言うものでございます。改正の内容といたしましては、卒園後の受け皿としての連携施設に係る基準の緩和。これ具体的には、企業主導型保育事業等の認可外でも可能となるような緩和でございまして、合わせまして経過措置を5年間延長するものでございまして、公布の日から施行するものでございます。7ページをお願いいたします。議案第71号土浦市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険施行令の改正に伴いまして、中ほどの表にございます通り、消費税改

引き上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減幅、それから軽減対象の拡大を図るための改正でございまして、公布の日から施行し、本年4月1日に遡及して適用するものでございます。ちなみに第1階層から第3階層というのがございますが、第1階層につきましては生活保護受給者の方、それから第2階層の方につきましては非課税世帯、そういう方たちを対象にしたものでございます。議案第72号土浦市沖宿漁港管理条例の一部改正につきましては、国の規定改正に伴う改正でございまして、沖宿漁港の占用期間の延長でございまして、現行が1年、工作物は3年となっておりますものを10年に延長するもので、公布の日から施行するものでございます。なお、現在、沖宿漁港におきまして、占用許可で立てているものはございません。続きまして議案第73号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、省令改正に伴う改正でございまして、こちらにつきましては、放課後児童支援員、この支援員というのは、児童クラブに必要な支援員でございまして、こちらになるためには、研修を受ける必要がございまして、この研修というものは、これまで知事が行っていたものを、新たに政令指定都市の長も実施できるようになるものでございまして、公布の日から施行するものでございます。続きまして8ページをお願い申し上げます。議案第74号土浦市水道事業の設置等に関する条例及び土浦市水道事業給水条例の一部改正につきましては、厚生労働大臣に対しまして、中村簡易水道事業給水区域、それから右廻簡易水道事業給水区域を本市の給水区域に編入するための届出を行ったことから、本市の給水区域から当該区域を除外する文言を削除するものでありまして、公布の日から施行するものでございます。この2地域が加わることによりまして、市域全域が給水区域となるものでございます。議案第75号土浦市火災予防条例の一部改正につきましては、省令の一部改正に伴いまして、300㎡未満のホテル等の小規模施設で住居部分があるものにつきまして、住居部分の住宅用防災警報機に係る設置免除要件を追加する他、工業標準化法の名称改正に伴いまして、用語を整理する等の改正でございまして、法律の名称改正に伴う改正は、本年7月1日から、その他につきましては、公布の日から施行するものでございます。これ、具体例を申し上げますと、小規模旅館等で、部屋ごとにワイヤレスの火災報知機を設置している場合、そのワイヤレスを住宅部分にも付ける場合には、住宅用のを二重につける必要はないという緩和でございまして、続きまして議案第76号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴い改正でございまして、選挙長等の報酬を引き上げるものでございまして、公布の日から施行するものでございます。条例の説明につきましては以上でございまして。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして何かございますか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 はい。私から1点だけ。民泊施設って、土浦に、今、あるのかな。まあ、後でいいです。

○船沢市長公室長 調べさせていただきます。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 はい。それではですね、続きまして、補正予算並びに市道の認定、人事案件について説明、お願いします。はい公室長。

○船沢市長公室長 それでは9ページをお願い申し上げます。議案第77号から79号につきましては補正予算でございます。上段の総括表をご覧ください。一般会計、介護保険の特会、下水道特会、合わせまして合計欄でございます通り、2億88万5千円を追加するものでございます。中段につきましては、その内、一般会計の歳入・歳出予算でございます。歳入・歳出とも1億1,838万5千円を増額いたしまして、予算額を531億7,733万1千円とするものでございます。下段につきましては、一般会計の概要となりまして、主な内容につきましてご説明申し上げます。本市の予算確定後の本年3月末から4月の当初に国の制度が創設されたもの、それから国・県の補助金が確定したものの、その他事業の完了によりまして、必要となったもの等で、本年度当初予算編成後に生じた事由がございまして、当初予算に見込めなかった歳入歳出を計上するものでございます。それでは3款民生費でございます。備考欄の上から順にご説明の方、させていただきます。介護保険特別会計繰出金につきましては、こちらにつきましては、条例で、先程、ご説明をさせていただきました予算措置でございまして、消費税の引き上げに伴う低所得者の介護保険料の減額に関するものでございまして、本年度、その減額割合が確定したことによりまして、本市の減額に必要となります6,058万9千円を、国・県の補助金と一般財源によって計上いたしまして、同額を介護保険特会へ繰出し、特会の保険料を減額するものでございます。続きまして地域包括ケアシステム推進基盤整備事業につきましては、訪問介護事業所等の開設・拡充を促進するための県の補助事業でございまして、拡充を予定している事業所の軽自動車購入に対する補助を行うものでございます。こちらにつきましては、県の補助の交付決定が4月になってございまして、それを受けたことによる補正でございます。続きまして未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金につきましては、消費税引き上げの影響緩和に対する給付金を、一人当たり1万7,500円支給するというものでございまして、こちらにつきましても4月に国の制度が決定したことによる補正でございます。保育所管理運営事業につきましては、県と市で2分の1ずつ負担いたしまして、第3子以降の3歳未満児の保育料を、従来の所得制限を撤廃いたしまして、完全無償化するものでございまして、こちらにつきましても県からの通知が2月中旬でございましたことから補正を計上するものでございます。10ページをお願いします。6款商工費でございます。小町の館整備事業につきましては、小町の館に、新たに駐車場を整備するものでございまして、工事を進めるにあたりまして、周辺道路との境界確定が必要となりましたことから、測量に関する委託料を計上するものでございます。水郷筑波サイクリング環境整備事業につきましては、自転車を乗せて霞ヶ浦を遊覧するサイクルーズにつきまして、県、それから潮来市、行方市か

らの受託金を受けまして、事業を協働で行いまして、回数増等の拡充を図るもので、県と他市の本年度の予算確定を受けての補正でございます。サイクルーズにつきましては、今まで県と土浦市の方で行ってございました。今後は新たに寄港地でございます潮来市、行方市からもお金を頂戴する予定でございます。7款土木費でございます。道路橋梁管理事業につきましては、手野地区の基盤整備事業が3月末に完了いたしましたことから、地区内の道路台帳の加除の委託料の補正でございます。8款消防費でございます。非常備消防一般管理事業につきましては、当初予算に計上した退職消防団員報酬につきまして、その後、新たに6名の退職者が出ましたことから、追加分の補正予算を計上するものでございます。下段は特別会計でございます。介護保険につきましては、消費税引き上げに伴いまして、低所得者の保険料軽減のための必要額を、先程もご説明申し上げました一般会計計上額の同額を受け入れるものでございます。下水道事業につきましては、今年度になりまして、国の交付金の増額の内示がございましたことから、交付金に合わせまして、事業を前倒して推進するための補正予算の計上でございます。11ページをお願い申し上げます。議案第80号市道の認定につきまして、11ページ12ページでございますが、手野地区の基盤整備事業が3月末に完了したことによる市道の認定でございます。13ページに、その位置図の方を、お示ししてございます。それから市道の続きでございます。14ページ、それから15・16ページにつきましては、民間の開発行為による新設道路の帰属でございます。駆け足で申し訳ございません。17ページ、18ページ、19ページにつきましては、手野地区の基盤整備前の道路の廃止でございます。20ページにつきましては、その従前の位置図の方をお示ししてございます。21ページをお願いいたします。人事案件3件でございます。議案第82号につきましては、監査委員の選任の同意、議案第83号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意、議案第84号につきましては、教育委員会委員の任命の同意。22ページをお願いします。諮問第2号につきましては、人権擁護委員候補者の諮問、いずれも最終日の提案を予定してございます。説明につきましては以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして何かございますか。

○塚原委員 9ページの、先程一人当たり1万7,500円と言ってたんですが、2人なら2倍、3人なら3倍ですか。

○船沢市長公室長 支給対象者一人につき、この金額です。

○塚原委員 もう1点。商工費のところ、小町の館の駐車場整備、エリア的にはどのあたりですか。

○船沢市長公室長 エリアは今ある所の、正面から小町の館をご覧いただきまして、右側にある田んぼの部分でございます。細長い田んぼでございます。

○塚原委員 わかりました。

○海老原委員長 その他ございますか。

○吉田(博)委員 下水道の国からの交付金というのは、土浦市は、割と恵まれている

というか、霞ヶ浦を抱えているから、ここ何年かを見ても、下水道事業に対するもの、多いよな。

○船沢市長公室長 街路の付きの方は悪いんですが、下水道事業につきましてはお陰さまで。そういった要因も影響しているかと思うんですが。

○吉田（博）委員 ここ何年かを見ても、下水道事業の方は、付きが良いなと思った。

○海老原委員長 その他ございますか。

（「なし」との声あり）

○海老原委員長 はい。以上で上程する議案の説明は終わりました。その他、執行部の方から何かございますか。

○五頭副市長 ありません。

○海老原委員長 それでは執行部の皆さんは退席していただいて結構です。

（執行部退席）

○海老原委員長 それでは請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明お願いします。

○川上事務局次長 資料のNo.4をお願いいたします。提出期限まで、あと一週間ありますが、今日までに提出されましたのが、陳情が2件でございます。どちらも市外からの郵送による提出でございます。タイトルは受理番号6、受理番号7、同じでございます。辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情でございます。提出者は、受理番号6は沖縄県那覇市の新しい提案実行委員会の6名から、受理番号7は東京都新宿区の全国青年司法書士協会の会長より提出された陳情書でございます。朗読の方は、受理番号6の陳情の要旨の方を朗読させていただきます。1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地として、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により国及び衆議院・参議院に提出されたいということです。市外からの郵送による提出でございますので、申し合わせ事項では、本会議への上程は行わず、全議員へのコピー配付のみとなっておりますが、この陳情につきましても同様の取り扱いでよろしいか、ご協議をお願いいたします。以上です。

○海老原委員長 受理番号7は。

○吉田（博）委員 全く、内容は一緒だ。

○海老原委員長 一緒だから良いか。それでは、受理番号6及び7、合わせまして、どういたしましょうか。

○小坂委員 慣例に則って。

○海老原委員長 はい。それではですね。慣例に則ってということで。

○川上事務局次長 受理番号6及び7のどちらもコピーした方がよろしいですか。

○吉田(博)委員 内容は一緒でも、違う所から来ているから。

○川上事務局次長 わかりました。

○海老原委員長 それでは、受理番号6及び7につきましては、上程せずに全員協議会におきまして全議員にコピーを配布することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 そのようにいたします。それでは、次に、各種委員会委員の選出についての協議に移ります。なお土浦市環境審議会委員、土浦市地域医療運営協議会委員、土浦市子ども・子育て会議委員並びに土浦市国民健康保険運営協議会委員におきましては、従来の選出方法でよろしいでしょうか。

○川上事務局次長 委員長、まず、これまでの選出方法など、説明させていただいた方がよろしいと思いますが。

○海老原委員長 はい、では事務局。

○川上事務局次長 各種委員会委員の選出ということで、今回、5件の選出依頼が来ております。選出すべき常任委員会についてご審議をお願いいたします。まず1番目、土浦市環境審議会委員、選出すべき人数は2名でございます。従来の選出方法でございますが、総務市民委員会及び産業建設委員会から1名ずつを選出しております。2番目、土浦市地域医療運営協議会委員、選出すべき人数は3名。従来の選出方法は、各常任委員会から1名ずつ選出をしておりました。3番目、土浦市子ども子育て会議委員、選出すべき人数は1名。従来の選出方法は、文教厚生委員会から1名でした。4番目、土浦市国民健康保険運営協議会委員、選出すべき人数は2名でございます。従来の選出方法でございますが、文教厚生委員会から2名を選出しておりました。5番目、土浦市多文化共生推進プラン改訂版検討委員会委員、選出すべき人数は1名。従来の選出方法でございますが、今回初めて選出依頼があったものでございます。以上の5つの委員につきまして、選出する常任委員会のご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 それではですね、土浦市多文化共生推進プラン改訂版(後期計画)検討委員会委員以外につきましてはですね、従来どおりということなんですが、土浦市多文化共生推進プラン改訂版検討委員会委員は、どうでしょうか。

○吉田(博)委員 何なんだ、これ。

○勝田委員 どういった内容なのか。

○吉田(博)委員 後期計画なんだけど、新規の選出なんだな。前期計画では選ばなかったんだな。

○川上事務局次長 前期の時は、議員からの委員の選出は無かったようです。

○吉田(博)委員 何で後期になったら入るんだ。

○川上事務局次長 所管は市民生活部市民活動課国際係の方になります。内容を、選出

依頼文から朗読させていただきますが、国籍や民族など、異なる人類がお互いの違いを認め合い対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として生きていく多文化共生社会の推進を図ることを目的に、平成26年度に策定した多文化共生推進プランの改定を、今回、行ないということでございます。

○吉田（博）委員 何で前期計画には入らなくて、後期になったら議会からってことになるんだ。

○川上事務局次長 すいません。その辺は、私の方ではお答えができません。

○吉田（博）委員 そんな委員会もあるんだ。

○勝田委員 前期のメンバーを拝見すると、どうも神立地区が多いようなんですが、これは、神立地区に外国人が多いからなんですかね。

○吉田（博）委員 そうかもしれないな。

○海老原委員長 日立建機も入っているからね、メンバーに。

○吉田（博）委員 神立の田口さんもいるしな。

○塚原委員 確かに神立小学校とか、神立保育所とか。

○吉田（博）委員 勝田委員はどの委員会だっけ。

○勝田委員 産業建設委員会です。

○吉田（博）委員 じゃあ産業建設委員会にしよう。

○勝田委員 市民生活部じゃないですか。

○吉田（博）委員 市民生活よりも神立を優先しては・・・。

○吉田（千）副委員長 総務市民委員会で。

○海老原委員長 それでは、所管はですね、多文化共生推進プラン改訂版検討委員会委員は総務市民委員会でよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、総務市民委員会からの選出といたします

○川上事務局次長 それ以外の委員会は議決されていないんですが、従前通りでよろしいのでしょうか。

○海老原委員長 それ以外はですね、従来の選出方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、従前どおりといたします。次に協議事項（3）政治倫理審査会委員の委嘱について、協議をお願いします。

○塚本事務局長 すいません、ちょっとよろしいでしょうか。

○海老原委員長 はい。

○塚本事務局長 先程、委員長からご質問がありました民泊の軒数、市長公室長から連絡がありましたので、報告させていただきます。2軒だそうです。今のところ。

○海老原委員長 場所は。

○塚本事務局長 場所は聞いておりません。

（「右糶と下高津」との声あり）

○塚本事務局長 聞こえましたか。右糶と下高津だそうです。

- 海老原委員長 川口は違うんだっけか。
- 勝田委員 あれは違いますよ。
- 海老原委員長 はい、それでは協議事項(3)に戻ります。事務局から説明願います。
- 川上事務局次長 資料はNo.5になります。政治倫理審査委員会は、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例第5条の規定に基づき、任期2年で8名の委員によって構成される委員会でございます。委員は、市長の推薦を得て、議長が委嘱するとなっております。現任の任期が6月6日まででございますので、今回、市長から、この方々を推薦していただきましたので、近々、委嘱をいたしたいと考えております。6月中旬に、この8名の方々にお集まりをいただき、委員長・副委員長を決めていただくのですが、議長と相談したところ、折角の機会でございますので、先ほど6月12日に全員協議会が開催されるということで、副市長からお話しがございましたので、政治倫理審査委員会も12日に開催し、委員の皆様を、全員協議会の場で紹介をし、意見交換もできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。
- 吉田(博)委員 別に意見交換しなくて良いよ。
- 勝田委員 市民代表はあて職なんですか。専門職の方々はわかるんですが、なぜこの方々なのか。市長の方から、なぜ、この方々なのか。
- 川上事務局次長 手続き的に、私どもの方では選べないので、市長の方に、具体的には総務課の方になるんですが、そちらの方で、この委員会の適任者ということで探していただき、ご了解をいただいた方々ということでございます。
- 海老原委員長 よろしいですか。
- 勝田委員 はい。
- 吉田(博)委員 全協に来なくて良いよ。この表だけ配れば良いよ。
- 篠塚議長 前回もですね、来ていただきましたので、是非。今回、新人の方もいらっしゃいますので、顔合わせだけでもやらせていただければと思います。
- 吉田(博)委員 顔合わせしなくて良いよ。
- 海老原委員長 前回もですね、来ていただいたということで、今回も全協に来ていただくということでよろしいでしょうか。
- 小坂委員 朝一番に来るんですか。途中ですか。
- 川上事務局次長 全協での審議が終わった後ですね、終わってから本会議までの空き時間にということです。
- 吉田(博)委員 当日、この方たちは会議等、あるのか。
- 川上事務局次長 正副委員長を決めていただくということと、政治倫理審査委員会というのはこういうものと、新人の方もいらっしゃいますので、そういうレクチャーをする会議を予定して・・・。
- 吉田(博)委員 わざわざ、顔合わせだけに来るんじゃないんだな。
- 川上事務局次長 はい。
- 吉田(博)委員 それなら良いよ。わざわざ来るんじゃないな。会議があるなら、それで

良いでしょう。

- 海老原委員長 それではですね、政治倫理審査会については事務局の説明のとおりといたします。続きまして、協議事項（４）議会基本条例の見直し、基本条例第２５条１項について協議をさせていただきます。事務局から説明願います。
- 川上事務局次長 資料の方は、この土浦市議会基本条例の運用解説をご覧願います。ページは４２ページ、条例の第２５条でございます。条文を朗読させていただきます。第１項、議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例が達成されているかどうかについて検証するものとなっております。具体的には、その次のページ、４４ページから５０ページまで、検証事項の案として載せさせていただきますいております。改選前には、この見直しについての具体的な議論はいただいておりますませんでしたので、どの機関が行っていくのか。具体的には、議会運営委員会で行うのか、特別委員会的なものをつくって見直しを行うのか。検討を行う委員会が決まれば、いつ頃までに行うのか。見直しの項目は４４ページからの内容で良いのか。また、見直しの内容については、ホームページ等で公表するのか等、ご検討をいただきたい項目が幾つかございます。条例の中に、できるだけ速やかにとございますので、見直しを、どのような流れで行っていくか、ご協議をお願いいたします。以上です。
- 海老原委員長 ただ今の説明について、ご意見等はございますか。
- 小坂委員 今回、初めてですよね。
- 川上事務局次長 見直しは初めてです。
- 小坂委員 これ、具体的に、どのように進めていくのか、事務局案があるんですか。
- 吉田（博）委員 それは事務局じゃなくて、議会がどう考えるかってことだから。
- 小坂委員 やり方として、議会運営委員会で作るのか、どこかの委員会でってことだろうと思うんですけど。そうすると、これだけの項目を、どうやって評価するのか。できるんですかね。
- 川上事務局次長 大変、重いものでございますので、今ある委員会としては議会運営委員会かと。先程言ったように、特別委員会的なものをつくるということもありますが、その辺の協議をお願いしたい。
- 小坂委員 どちらかだろうね。
- 吉田（博）委員 難しいね、これ。検証するなんてこと自体、知らなかった。
- 勝田委員 基本条例を策定したというか、揉まれたのは、私が議員になる前なので伺いをしたいんですけど、揉んできた中で、その時には、ゆくゆくは検証をするんだろうということを、たぶん、お考えになりながらやっていたんではないかと思うんですが、策定した委員会の委員の方、この中にもいらっしゃると思うんですが、その時、どのようなお考えだったのか。その時期になってきたので。策定した委員の方がいらっしゃれば、意見を伺えればなど。
- 川上事務局次長 鈴木議員が欠席ですので、議長だけです。
- 海老原委員長 議長しかいないですね。その時のメンバー、私の記憶の範囲内では。

- 勝田委員 議長に意見を伺っても良いものなのでしょうか。
- 吉田（博）委員 全然構わない。
- 海老原委員長 その時の経緯だからね。単純に。それでは、篠塚議長から。
- 篠塚議長 25条の経緯なんですけど、議会基本条例を作った上で、その時の流れとか、いろいろ意見で変わってくるので見直しをしていく必要があると。議会報告会、意見交換会や自由討議とか、新しいものが沢山入りましたので、その都度、改選後に見直しをしていくべきだろうということから、この項目が入りました。検証をして議会基本条例を、もっと育てていくという考えもありましたので、このように入っています。ただ、その時は特別委員会だったんですが、これを見直しをする時に、そういう委員会があるかどうか分からないので、見直しをする委員会名を書くべきではないだろうということで、こういう条文になっています。検証はしていくべきだろうと思いますので、その辺の議論を議会運営委員会をお願いします。
- 勝田委員 そうすると特別委員会を設置するのも1つの手という考えですね。
- 海老原委員長 そうですね。
- 吉田（千）副委員長 その特別委員会の設置、委員の選出は、どのようにされていたんですか。
- 吉田（博）委員 あれは希望だったな。各委員会から何名と。
- 吉田（千）副委員長 そういう形で決まっていたんですね。
- 川上事務局次長 当時は4つ常任委員会がありましたから2名ずつで・・・。
- 吉田（博）委員 それで8人。
- 小坂委員 議会運営委員会でやってもいいんでしょうけど、結構、専門性があることなので、ある程度、時間を掛けた方が良くないかと思うので、個人的には特別委員会が良いんじゃないかと思うんですけど、ただ、要するに中身について、どうするかってことが、ちょっと、まだ、よくわからない部分があるので、評価するってなると、議会の全てを評価するってなると思うので、項目を、ずっと見るとですね。当然、会派から、議員の政治倫理から、活動から危機管理までということなので、これ、かなり多岐に渡っていますので。それとも、もう1つの方法は、議会運営委員会が開かれる度に、一つずつやっていくという方法かなと思うんですけど。その辺、皆さん、どのように考えたら良いのかってこと、聞きたいなと思うんですけど。
- 海老原委員長 まず、その前にですね、先程の、この検証事項につきまして、皆さん、初めてではないんでしょうけど、確認はしなくちゃいけないと思うんですね。全議員でですね。それを前提としまして、じゃあ、どこで検討していくか。議運でやるのか特別委員会を設けてやるのかということになると思うんですが。この件について伺います。
- 吉田（博）委員 もう一つあるぞ。新人、一期生を除いた全議員っていうのもあるぞ。評価するのに、特別委員会じゃなくて。改選後速やかにやるってことになっているけど、1年間ぐらい掛けても良い訳だよな。いつまでに終わらせるってことは無い

んだから。そういう意味からすると、議会基本条例自体が多岐に渡る。対執行部だけじゃなくて、対市民、議員同士ということが大きく変わったんだから、そう考えると、議員全員が、二期生以上が、みんな経験してきた訳だから。議会報告会もやってきたし。だから、それでも良いんだよね。検証するんであれば、その方が、本当の検証ができる。そんなの出るのヤダってことなら特別委員会だ。

○海老原委員長 その他、ありますか。

○塚原委員 私も吉田委員の意見に賛成でして、新人っていうのは、何もやってないので、当然ですが。最終的にまとめるのがどこかってことがあると思うんですけど、やっぱり二期生以上は、このことに対して、全員でつめていった方がいいんじゃないかと思います。最後にまとめるのがここなのか、特別委員会をつくるのかは別ですが。私も、そう思います。

○勝田委員 私、中身を、今、拝見しますと、この議運だけではできないだろうというのは感じますので、議運でやるかどうかということに関しては、ちょっとそぐわないと思います。ですからやり方、吉田委員がおっしゃったとおり広くやるのか、あとは特別委員会がふさわしいのか。

○海老原委員長 はい。局長。

○塚本事務局長 意見を言うんですか、私。

○海老原委員長 じゃなくて、今の話の中で、二期生以上っていう話が出たんですけど、全員ということで。もし、そういった場合には、手続きはどうなるの。そういう委員会みたいの。

○塚本事務局長 全協ではないんですよ。

○海老原委員長 全協じゃないよね。まあ、全協でも良いんだろうけど、なぜかというのと、新人議員もオブザーバーじゃないんだけど、入った方が良いと思うんだよね。全員入った方が、今の話の中で、全員入った方が良いだろうという中で・・・。

○川上事務局次長 検討する団体が、議会の本会議で議決を要するような団体でなくとも、任意の団体、例えば二期生以上の方々がやって、それを全協なりで報告してというような承認の方法もあるので、それは、任意の団体が検証しても問題はないかと思います。二期生以上という任意の団体。

○海老原委員長 任意って・・・。

○川上事務局次長 本会議で何々委員会を設置するという議決をすれば常任委員会と同格の委員会ですけど、それとは格の違う委員会ということです。

○小坂委員 たまたま集まってみたいな・・・。

○川上事務局次長 最終的には、全員で承認するということが必要だと思いますので、全協なりの全議員が集まった中で、この評価でよしというような承認という形が必要になります。

○勝田委員 今、次長が言った中で、正式な手続きを踏んだ委員会にするか、あるいは任意か、二つ、言ったんですが、その二つの違いは、まあ、正式かどうかということとは分かったんですが、それ以外にありますか、例えば、正式な委員会にすると、こ

うということがやれる、あるいはこういう縛りがある。任意だと、こうだとか、それは、例えば予算的なことも含めて何かありますか。

○川上事務局次長 費用弁償的なことになるかと思いますが、そんなに違いはありません。費用弁償ぐらいだと思います。

○勝田委員 わかりました。

○川上事務局次長 他を見ると議運でやっているところが多いですね。

○吉田（博）委員 この内容、この問い掛けは良いと思うから、各議員に配布して、個人の意見を集めたら。A・B・C ってあるけれども、十分達成したと思う人は A だと。それで簡単な理由も書いてもらうとかして、全員に配布して、やっぱり全議員、考え方、違うから。そこからスタートしてみたらどうだ。みんなにアンケートして、そのアンケートを見て、それでまとまってくるだろうから。そこから議運でやるのか、特別委員会でやるというのを決めた方が良いんじゃないか。

○小坂委員 なるほど。

○吉田（博）委員 その方が効率的だろう。

○小坂委員 確かに。今、吉田委員がおっしゃったこと、非常に、入り口としては、やりやすいという感じがします。それ、あくまでも自己評価でよろしいんですよね。その中身。先程、何か、変えるっていう話がありましたけど。例えば、議員が、どう評価して、どう意見をするってこと、そういう考え方で、これは良いんですよね。外部云々って話しになると、大変難しいことになりかねないので。とすれば、先程の全議員にアンケートを取るとか、そういう所を入り口にして、議運でやっていくっていうのも、一つの手かなと思いますので、私は吉田委員の考えに賛成です。

○勝田委員 アンケートを取る際に、これは各々の判断基準でやられるんでしょうけど、これは公開をするものですか、いろいろ決めた上でないと、このアンケートに答えづらいんじゃないかと思います。あと、委員会、どこが揉むかということ以外に、ホームページに出すか出さないかとか、そういったものも揉んで下さいということでしたので、議運で、例えば、そこまで揉んでやるのであれば、揉んだ上でアンケート出すとか。そういった手順の方が良いのではないかと思うんですが。配って書いて下さいでは。公開しますよとか、公開することもありますよとか、そういうことをお伝えした方が、皆さん、お答えするにあたって・・・。

○吉田（博）委員 公開するしないは別に関係ないんじゃないかな・・・。

○海老原委員長 ちょっと良いですか。何かというと、結構、市議会議長会からアンケートがありますね、議長に対して。あれは公開しても良いんだっけか。することになっているんだっけか。全国市議会議長会からあるんだ。

○塚本事務局長 まとまったものとしては。土浦市がどのように答えたかというのではなく、全体のものとして・・・。

○海老原委員長 ああ、そうか。公開するにしても、全体なのか個別なのか。あとは A が何人、B が何人と、そういうことも含めてお諮りさせていただきます。それで良いんですよね、まずは。

- 勝田委員 そうですね。
- 海老原委員長 まずは、その前にですね、アンケートを取るか取らないかということも含めまして、アンケートを取るのであれば、やはり、議運で・・・。
- 川上事務局次長 すいません。基本的に基本条例というもののスタートが、議員が何をやっているかわからないというようなことから、見える化を大前提にスタートしたもので、これ、なぜ検証しているのかとか、それから2項にあるように、検証したものに基づいて、どのように変わったとか、そういうこと、全部、オープンにしなければならないではないですが、基本条例の基本になる部分だと思います。
- 吉田（博）委員 そうだろうな。
- 川上事務局次長 ですから検証されたものがどのようなことかということが、他の市でもオープンにしておりますし・・・。
- 海老原委員長 ということであれば、そういうことを、委員の方のもオープンにしても良いと思うんですが、それは皆さんにお諮りをします。
- 小坂委員 今のお話しの仕方だと、事務局の話だと、あくまでも検証することが大事だと、検証はあくまでも議会でやって、結果は公開すると。そういう形ですね。外から入れてやるのとは違うんですね。という解釈で良いんですね。
- 吉田（博）委員 議会が自らやるんだよ。
- 小坂委員 ですよ。
- 吉田（博）委員 でないと意味がない。
- 海老原委員長 その点は、外部から入れないということで進めさせていただきますが、検証事項につきましてはですね、やはり、どこがスタート、発信するかということですが、これは、議会運営委員会の発信ということで、この程度はよろしいですか。
- （「はい」との声あり）
- 海老原委員長 それではですね、検証につきましては、私の名前で、議会運営委員長の名前で出させていただきます。検証につきましては、個別なんですけど、それにつきましては、どこまで公開するかについて、お諮りさせていただきます。全てオープンにするということではよろしいでしょうか。
- 吉田（博）委員 だから、これ、議員に配布して、やってもらって、それで集まったやつを議運に諮るってことか。
- 小坂委員 ですよ。
- 吉田（博）委員 議運に諮って検証しましたよと。
- 小坂委員 そういうことだと思います。
- 吉田（博）委員 議運は大変だ。
- 小坂委員 本当だ。
- 海老原委員長 ということで良いですかね。何かって言うと、特別委員会は作らないんだよと。作らないで議会運営委員会で結論、結論って言いますか、結果を報告するという形にさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- 海老原委員長 はい。
- 川上事務局次長 すいません。流れはどのようになりますか。6月4日、執行部からの依頼ではないんですが、初日、全協があるので、そこで、このアンケートを配ることは可能なんです。いつまでを締め切りにして、いつ、そのアンケートに基づいて議運を開いていただくか。日程を決めていただくと先に進むのかなと。
- 海老原委員長 はい。まずアンケートについては6月4日の初日にですね、配るということは問題はないと思うんですが、その後の日程につきまして、如何いたしましょうか。
- 小坂委員 6月議会中に終わるか。終わりたいけど、終われるか。
- 吉田(博)委員 終わるって、どこまで。
- 小坂委員 最後まで。だからアンケートを出して、アンケートを取って、それをまとめて、議運でやるっていうこと、6月中にできるかどうか。でも、決めないと、多分、できない気がする。
- 吉田(博)委員 どうなんだろうな。きつって言えばきつい。
- 小坂委員 きついと思う。
- 海老原委員長 配布は6月4日で良いと思うんですけど。
- 吉田(博)委員 配布は良いよな。
- 小坂委員 いつまでに出してもらおうのか。
- 吉田(博)委員 それによって、議運での審議が残ってるんだからな。
- 小坂委員 まとめは事務局でやってもらわないと。
- 川上事務局次長 それは、出してもらったのをまとめるということですよ。
- 勝田委員 回収は一週間もあれば・・・。
- 小坂委員 できるよね。
- 勝田委員 一般質問の時に持ってきていただいて、それで資料を作ってください・・・。
- 小坂委員 そういう形で、アンケートみたいにA・B・Cの評価でお願いして、意見とか、書いてもらって、まあ、書かないのも有りなんでしょうよね。要するに記名で出すんですかね。どうなんですかね。無記名なんですかね。全然、話ししてないけど。アンケートって、普通は無記名だけど、これは議員だから記名ですよ。と思います。書いてもらって、一週間で出してもらってことにして、出さない人は出さなくて良いと。それとも、じゃあ、白紙もありとか。全部、記入して下さいとか、そういうことも、一応、言っておかないと、どうなっちゃうのかなと。そうすれば、出てきたもので、意見をずらっとまとめてもらって、中間の議運で、それを見てもらって、それで良ければ報告書になってしまうと。
- 海老原委員長 前提がですね、何かって言うと、検証事項の、44ページにありますね、44ページにA・B・C・Dってありますが、これで回答していただくということで、これが前提ですね。それで、いつまでかってことなんですけど。一週間程度で・・・。
- 小坂委員 良いでしょう。

- 海老原委員長 いいですかね。まあ、回答は一週間程度でできると思うんですが、その後のですね、一週間としまして、11日ですか、回答、11か12日。事務局は、どちらでも良いですか。
- 川上事務局次長 はい、大丈夫です。
- 海老原委員長 では、一週間ということで11日と・・・。
- 川上事務局次長 11日ですか。
- 海老原委員長 じゃあ12日。回答についてはA・B・Cってあるんだけど、A・B・C・Dから選択してもらおうという文書も、それ、あるのかな。
- 小坂委員 ここに書いてあるから良いんじゃないですか。
- 海老原委員長 44ページのA・B・C。それで良いのかな。よろしいですか。それから選んでいただくと。文言、追加できないんですけど。
- 吉田（博）委員 アンケート、これだけのやつがあるな。議員が書いて出すのは、それは一週間程度あればできる。その後のまとめが大事だと思うんだよ。上がってきたのを議運で見て、じゃあ、まとめましょうってことになっても、難しいんだよ、これ。議会でまとめるんだけど、議運に上がってくる時点で、もうすこし分かりやすく事務局に作ってもらわないと、まとまらないぞ、これ。そう思うべ。まとまらないよな。いろんな意見を議員は持っているだろうから、その中でも、反省だから、多い意見を前面に出しておかないとならない訳だ。そのまとめるを、一から議運にやれって言ってもまとまらないよ。だから事務局の方で八割方まとめておけよ。それで、そのまとめたやつを議運に提出して、議運で審議をすると。それで良いんじゃないの。そうすれば6月中にできるんじゃないの。改選後速やかについていうのは、6月中だろうな。
- 海老原委員長 ということでですね、意見があったんですが、そういった方向で良いですか。

（「はい」との声あり）

- 海老原委員長 ただ記入につきましては、無記名ではなくて・・・。
- 吉田（博）委員 記名じゃなきゃだめだ。
- 海老原委員長 記名をお願いします。
- 吉田（千）副委員長 一番初めの話の中で、一年生議員、これ、いろいろ見てると、一年生議員が、これ、A・B・C、付けられるのかなって・・・。
- 川上事務局次長 やってきてないので二期生以上に・・・
- 吉田（千）副委員長 これ、やるのは二期生以上にね。その確認・・・
- 海老原委員長 では確認します。この検証につきましては、二期生以上ということで、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- 海老原委員長 はい。
- 川上事務局次長 確認ですが、柏村議員は。
- 海老原委員長 二期生以上ということですので、やらせていただきます。

- 吉田（千）副委員長 渡せば良いよ。
- 川上事務局次長 了解しました。
- 海老原委員長 それでは二期生以上の議員にアンケートを出すということで、その期限が12日でしたね。その後、どうでしょうか。スケジュールとして、事務局。
- 小坂委員 できるのかな。
- 海老原委員長 事務局は大丈夫だね、最終日までには、大丈夫だね。
- 川上事務局次長 はい。
- 小坂委員 最終日までに報告を出すということは・・・。
- 川上事務局次長 議運でやって、その後に全員に報告ですから・・・。
- 小坂委員 やるしかない。全員協議会で出すしかないとなると、その前に議運をやるしかない。
- 川上事務局次長 18日が最終日ですから、17日（月）とか14日（金）とかですかね。
- 小坂委員 その前に議運をやるしかないんですが、委員長、如何ですか。
- 海老原委員長 日程的には、そうなりますね。全協は18日・・・。
- 川上事務局次長 今のところ予定はありませんが。
- 海老原委員長 ないけど、日程的には18日しかない。
- 川上事務局次長 はい。
- 吉田（博）委員 18日、議会が終わった後で良いから、全員、集まってもらって、皆さんから出していただいたアンケートを元に、議運でまとめた結果がこちらですということで良いだろうよ。
- 海老原委員長 そうしますと、全協は閉会后ということで、時間的に閉会后しかないので。そういったところで、全協は開催する。ただ、議運は、いつ開きましようってことなんです。
- 小坂委員 委員長、決めてください。
- 勝田委員 事務局としては、少し、間をおいた方が良いですよ。月曜日の方が。
- 川上事務局次長 どちらでも大丈夫です。
- 海老原委員長 12日が締め切りと決まりましたので、14日（金）か17日（月）に議運をですね・・・。
- 吉田（博）委員 どちらでもお任せします。
- 小坂委員 委員長にお任せします。
- 海老原委員長 では17日の月曜日でよろしいでしょうか。
- 吉田（博）委員 良いですよ。
- 海老原委員長 時間は。あとは時間だけです。午前中の方が良いですよ。  
（「はい」との声あり）
- 海老原委員長 9時半か10時ということになると思うんですが。
- 吉田（千）副委員長 10時でお願いします。
- 海老原委員長 では、17日10時に議運ということで。6月17日、議運、議題は

この件だけですよね。

○川上事務局次長 はい。

○海老原委員長 それ以外はない。それでは議会基本条例の第25条第1項につきましては、基本条例の見直しですね、これにつきましては、6月4日に全議員にアンケートをお渡ししまして、締め切りが6月12日で、議運の委員長の名前で出していきます。

○小坂委員 議長じゃないんですか。

○海老原委員長 議長が良いのか。

○小坂委員 どっちが良いんだ。

○川上事務局次長 初日ですが、9月の議会の日程とか、全部、議運の委員長から報告していただいていますので、その流れで説明をしていただければよろしいのかなと思います。

○海老原委員長 では議長ではなくて・・・。

○吉田（博）委員 議運の委員長だろうよ。

○海老原委員長 はい。

○小坂委員 よろしく願いいたします。

○海老原委員長 12日が締め切りで、17日の10時から議運ですね。諮っていただきまして、その結果を18日の本会議終了後の全協で発表するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 はい。それでは、次に、協議事項（5）議員研修ですね、基本条例の第20条1項についてですね、こちらも運用解説の方になりますが、事務局から説明願います。

○川上事務局次長 運用解説の37ページをお願いいたします。まず条文を朗読させていただきます。第1項、議会は、議員に、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、議員研修を行わなければならないとなっております。具体的には、条例の理念を浸透させるためとありますので、あまり基本条例に触れてこなかった新人議員さんとするのか。あるいは、4年前、篠塚議長を講師としまして、全議員が議場に集まって研修をしたことを覚えておられると思いますが、今回も全議員で条例の理念を再確認していくのか。まず、対象者の議論をお願いしたいと存じます。対象者が決まってくれば、講師の方も自ずと決まってくると思いますので、ご協議をお願いしたいと存じます。以上です。

○海老原委員長 今、説明がありました。全議員を対象とするのか、あとは新人議員だけを対象とするのか。まずは、その辺からお諮りさせていただきます。

○吉田（博）委員 新人で良いよ。

○海老原委員長 これにつきましては、基本条例につきましては、よくご存知だと思いますので、研修につきましては、第1項のですね、研修につきましては新人議員で。あと、柏村議員は良いかな。

- 吉田（博）委員 これをしっかりと読んでおけで良いよ。
- 海老原委員長 それでは新人議員を対象に研修を行うということで、日程的には・・・。
- 川上事務局次長 調整します。
- 海老原委員長 はい。それでは日程的には、議会事務局の方で、なるべく速やかにと  
いうことで、そういった流れで調整して下さい。それでは新人議員を対象に議会事  
務局で調整を、新人4名でしたっけ。
- 川上事務局次長 はい。
- 海老原委員長 4名と調整願います。次に、協議事項（6）議員研修、基本条例第2  
0条2項についてを議題といたします。事務局から説明願います。
- 川上事務局次長 同じく条例第20条の第2項についてでございます。こちらは日程  
的なことをご相談をさせていただくものでございます。まずは、条文を朗読させてい  
ただきます。第2項、議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、  
議員研修の充実強化に努めるものとなっております。具体的には、平成27  
年の5月に基本条例が施行して以来、4年間の間に、平成28年、そして平成30  
年と、2回、この条例に基づく研修会を開催してきたところでございます。これか  
らの4年間、どれぐらいのペースで研修を行っていけばよいか。ご指示をいただい  
ければと存じます。具体的には、前期同様、2年に1回程度で良いのか、あるいは年  
に1回以上は行った方が良いのか等でございます。よろしくお願いたします。以  
上です。
- 海老原委員長 ただ今の件につきまして、研修の内容も含めて、皆様のご意見を願  
いします。
- 吉田（博）委員 基本条例の中でも、やはり、議員が政策を作り、立案するとい  
うのは、重要な事項なんだよね。重要な事項なんだけど、難しいんだよね、これは。法律  
が絡んでくるし、これは、やっぱり事務局だって大変だと思うんだよ。議員の政策  
立案というのは、事務局員も、相当、法律に詳しい人がいないと厳しいっていうの  
もあるんだけど、基本条例、これは、やはり、議会はね、執行部をしっかりとチェック  
するだけじゃなくて、やはり、もう提案の時代だろうと。議員自らが条例を作って  
いくぐらいじゃないと。一番、難しいんだよな、これ。どこか、やってる所に視察に  
行きたいな。形的に見えないもの、正直。でも、やるしかないだろうな。だから研修  
も必要だけれども、その前に議運で、そういった先進地があれば、勉強をしに行っ  
た方が良いんじゃないかな。どういうふうにして出したんだとか。頭に形が浮かん  
でこないんだよな。
- 海老原委員長 その他、ございませんか。  
(発言者なし)
- 海老原委員長 それでは、今、事務局から2年に1回とか、1年に1回とかありま  
したが、それにつきましては、今日は決めないでですね、今日は視察に行きましょ  
うかってことで、ということでよろしいですか。
- 小坂委員 視察の話ですか。

- 海老原委員長 今、視察の話が出たんで。そういう所に・・・。
- 小坂委員 吉田委員の意見は、多分、我々議員、地方議会にとって悩ましいところだと思います。承認というのは、当然、議会としての役割ですけど、政策立案ということで、議題として出せるかということ、出せるとは言い切れないと言うか、そもそも組織がそうになっていませんで、二元代表制というのは、もちろん議会と市長側と全く別物ですね。内閣みたいに、議員内閣制だと、行政の代表に、議会の代表が行政をつくると。全く形が違うので、非常に難しい。ただ、私も気持ちとしては、ここに書いてあるみたいなことをしてみたい。議員というのは、みんな、そう思っているだろうと思うんですけど、そういう意味で視察に行くというのは、良いかもしれないと思いますので、そういう所があれば勉強をしたいという気がします。
- 海老原委員長 横浜市だけ、何十人も議会事務局職員がいるのは。そういうことも含めまして、今日は、先程の2年に1回とか、1年に1回とかの結論は出さないで、まずは視察に行ってみてと思うんですが、如何ですか。それでよろしいですか。
- 吉田（博）委員 良いんじゃないですか、それで。
- 海老原委員長 ですから、先程の2年に1回とか、1年に1回とかの結論は、後日とさせていただきます。そういう所に研修に行くということで、よろしく願いいたします。研修についてはですね。続きまして、協議事項（7）その他について協議させていただきます。この度、篠塚議長より、当委員会に何点か諮問がありましたので、それらにつきましてお諮りさせていただきます。何点かありましたので、1点ずつ議長から説明をお願いいたします。
- 篠塚議長 皆様にお諮りすることが4点ございます。1点ずつ説明させていただきます。よろしく願いいたします。まず1点目、国体ポロシャツ着用による議会の開催についてでございます。前回、海老原委員長から提案があった件なんですけど、議会でポロシャツとはどういうことか、いつ揃えてやるのかとか、それから全職員なのか、議会全員なのか、それをいつやるのかとか、いろいろありますので、ご検討をいただいて、やるかやらないかも含めてご検討をお願いいたします。
- 海老原委員長 それではですね、1点ずつということですが、国体ポロシャツ着用による議会の開催について、お諮りいたします。趣旨は、皆さんもわかると思うんですが、やるやらないも含めてですね、お諮りをいたします。
- 吉田（博）委員 強制するのはやめようよ。沖縄とは違うんだから。だから強制するんじゃないの、ポロシャツを9月議会に、本会議で着ても良いですよという位が良いんじゃないの。
- 海老原委員長 これは6月からという話もあるんですけど。
- 吉田（博）委員 6月でも良いよ。着たい方が着れば良いんじゃないの。俺は着たいと思わないもの。
- 海老原委員長 その他の方、如何でしょうか。ただね、着用するのであれば、日にちをですね、揃えて、ずっとじゃないですよ。決めた方が良いと思うんですよ。
- 小坂委員 イメージとして聞きたいんですが、そうするとポロシャツを着て、一般質

問に立つとか、そんな解釈で良いんですか。

- 海老原委員長 私は、そう思っているんですけど。ポロシャツを着て一般質問、まあ、全員で、決めてですね・・・。
- 篠塚議長 先程沖縄の話が出ましたけれど、沖縄では、全員かりゆしって言うんでしたっけ。結城はですね、紬を着る議会がありまして、全員で紬を着てやる。そういうイメージだと受け取っているんですけど。
- 海老原委員長 その全員というのは、議員全員プラス執行部ということか。
- 篠塚議長 も含めてご検討をいただければ。
- 海老原委員長 はい。
- 吉田（博）委員 俺は着たくないもの。ケーブルテレビに一般質問者が映るから、一般質問をする人は着ていた方が良いな。それは PR になるよな。我々、端っこに座っている人はな。一般質問者は良いんじゃないの。
- 塚本事務局長 物理的にですね、6月の最終日の18日を最後としても、観光協会でしたか、5月18日が6月30日までに着れる限界だったんですね。実際、5月18日に、何人か申し込みがあったようなんですが、恐らく全員には至ってないと思うんですよ。強制と言いますか、全員でとなると、6月の最終日は難しいのかなという気がします。一部の人は着ていないという可能性がある。みんなを着るとしても。
- 海老原委員長 その件についてはですね、違うよ。届くんじゃなかったっけ。自分は先週申し込んだんだけど。もっと早く、初日位には届くんじゃなかったっけ。
- 塚本事務局長 5月18日に申し込んだ人は届きます。
- 海老原委員長 そうだよな。
- 塚本事務局長 6月7日位に届くんですが。
- 海老原委員長 そうだよな。初日には届かないにしても。
- 塚本事務局長 その申し込みの中継と言いますか、中に入っていたのが事務局なんです。事務局で受け付けてるのが6人位なんです。ということは、全員に行き渡ってはいないと思うんです。それ以前に持っている人もいると思うんですけど。それを最終日に着ようとか、全員となると、着ていない人もいるということになると思います。それで良いのかなと。
- 吉田（博）委員 しょうがないだろう。
- 塚本事務局長 それは強制でない話ですよな。
- 小坂委員 それは物理的っていうか、そういう意味合いも含めて、強制的に全員っていうのは難しいんじゃないかな。折角、議長から提案していただいているんですけど。現実には、そういう気がするんですけど。
- 海老原委員長 それではですね、次は、しばらくないので、国体が。ということで、議会も、国体について、盛り上げようということで、やるということでは、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

- 海老原委員長 そういった中で、じゃあ、いつやるかという、6月、9月でね。まずは6月についてはいつやりましょうかという。やっぱり統一した方が良いと思うんでね。統一した方が良いというのは、一般質問、3日間、3着も持っていないので。
- 吉田（博）委員 3日間位着たって大丈夫だよ。今は抗菌防臭だから。
- 海老原委員長 一日だけでも・・・。
- 勝田委員 お伺いしたいのは、日にちを、もし決めない場合ですよ。この日と決めない場合に、仮に着ていたとすると、逆だ、決めた場合、それ以外の日に、私がポロシャツを着て議会に出ましたということになると、これ、何か、違反になるんですか。
- 海老原委員長 その点は、皆さん、毎日着てもよろしいということで如何でしょうか。いいですか。
- 勝田委員 これ、何か取り決めをしないと、何も決まっていない中で、私、ポロシャツで出ました。それは国体ポロシャツかもしれないし、自分のポロシャツかもしれないし、それは、やっぱり、議員として、その服は良くないということなんですよ。
- 海老原委員長 当然、そうですね。それなりの・・・。
- 塚原委員 ですから、前提は、国体用のポロシャツ・・・。
- 篠塚議長 私、国体の質問をさせていただいた時に、国体ポロシャツを着用したんですが、着させていただきますと議長の許可を得ました。その許可を得るか得ないかの話しもあると思いますので、今回、6月と9月の定例会についてはポロシャツも許可するという話しなのか、いつやるかというのを決めていただければありがたいと思います。
- 吉田（博）委員 ポロシャツも許可するで良いんじゃないか。日にちなんか決めないで。あとは議員同士で、着る方が、日にちを内輪で決めて。私、一般質問をするから、その日に着るからと、それで良いんじゃないの。着用も有りで良いでしょうよ。
- 吉田（千）副委員長 そうですね。私も、決めないで、それで、今回は、議長の方から、始めに話をさせていただいてスタートしていただく。要は、PRを兼ねて着ていらっしゃる方もいますので、ご承認いただきますようにと議長から話していただければ、それで良いのかなと思います。
- 海老原委員長 あと、執行部もですね、やっぱり、揃えた方が見栄えというか、その辺は、どうなんでしょうか。
- 小坂委員 執行部も含めて、例えば国体の日みたいなのがあって、そういうことをやるんですか。議会が率先してやるっていうだけなら、それも有ると思うんですけど。そういうことって、例えばイベントみたいな、国体の始まりですよとか、あるいはアピールの日ですよとか、そういうことって、やっているんですか。
- 吉田（博）委員 やってないよ。
- 小坂委員 やってないですよ。
- 海老原委員長 やってないってことで良いんですか。
- 吉田（博）委員 今、何を言ったんだ。

- 海老原委員長 まあ、他の・・・。
- 小坂委員 やってれば・・・。
- 塚本事務局長 PR活動みたいなので・・・。
- 小坂委員 その時だけ着ているわけでしょう。例えば、そういう日を決めてやるから、できるだけポロシャツを着てくださいと言って、職員もやって、議会もやっていると  
いうならね。
- 吉田(博)委員 取手でポロシャツ議会が・・・。
- 小坂委員 その日を国体のアピールの日と決めますよということを、議会でやりたい  
という、そういう趣旨で良いんですよね。  
(「違います」との声あり)
- 小坂委員 違う。俺、理解が違うのかな。
- 海老原委員長 ケーブルテレビに映りますので、見た目には、全員ではないにしても、  
日にちを決めて、今日は国体ポロシャツを着てくださいと決めておいた方が、テレ  
ビ映りが良いのかなと。
- 篠塚議長 また・・・。
- 小坂委員 話しが回っちゃうんだよな。
- 海老原委員長 着ること自体は、皆さん、ポロシャツを、期間中、6月、9月ですね。  
着ることには、反対ではないようなので。それについては賛同をいただけるよう  
なんですけど。ただ、今はテレビに映りますので、執行部も含めまして、統一して、そ  
の日だけは、その一日だけはですよ。まあ、何日が良いとは言いませんけれど。
- 吉田(博)委員 そんな面倒なことをするなよ。着ても良いよということなんだから、  
それで、あとは議員間でやれば良いでしょうよ。
- 海老原委員長 執行部は。
- 吉田(博)委員 執行部は、着ても良いですよ位しか、言えないだろうよ。
- 川上事務局次長 執行部へは、議長の方から積極的にPRするのに着てくださいとお  
願いすれば・・・。
- 吉田(博)委員 それぐらいしかないだろうよ。
- 川上事務局次長 あとは自己判断で着ていただけたらと思います。
- 吉田(博)委員 着ろって言えるか。必ず着ることって。
- 吉田(千)副委員長 委員長の思いは、良くわかりました。ケーブルテレビにも映る  
し、そういった状況では、みんながそういう思いでいけば、この日だけはと。あと  
は自由ですよ。決められれば良いんですけど、そういうのに、どうしても抵抗の  
有る人もいらっしゃる状況にありますので。そうしますと、あとは、議員間で、皆  
さんで決めていただくことでよろしいのかなと。そういうふうを考えます。
- 海老原委員長 はい、わかりました。この件につきましては、議長の方に委任しま  
すので・・・。
- 篠塚議長 そうしますと、6月9月の定例会につきましては、国体ポロシャツと、今、  
土浦市では3つありまして、ツーちゃんポロシャツとつちまるポロシャツもあるん

ですが、それは職員の方々が、クールビズ用ということで許可を得て着ているんですが、議会の方は6月と9月の議会は、国体ポロシャツに限り、クールビズとして承認するという形でよろしいでしょうか。

○吉田（博）委員 議長が、そう言うなら。

○篠塚議長 はい。では、そのように報告をさせていただいてということにしますので、日にちを決めるとか、強制とかではないということで、よろしく願いいたします。

○海老原委員長 はい。

○勝田委員 議長は毎日着られるんですか。

○吉田（博）委員 それは楽しみだ。

○海老原委員長 毎日着てもオーケーなんだから、それはそれで。

○吉田（博）委員 本来、議場に入る時には、まずバッジが無いと入れないというのがあるのね。まして、ワイシャツにネクタイだ。だからクールビズをやる時には、議長が、この議会からクールビズですよと言うわけだ。やはり正装で、きちんとしたものでやるのが本会議なんだ。それが基本だから。そこから始まるんだから。だからポロシャツも良いですよと話をするんだ。

○海老原委員長 今、吉田（博）委員からの発言がありましたので、これにつきましては全協で、これは議長からか。

○川上事務局次長 議長からがよろしいのでは。

○海老原委員長 全協で、6月4日ですよ。その全協で、議長の方から・・・。

○篠塚議長 次、2点目・・・。

○海老原委員長 まだ、1点目、そういったことでよろしいですね。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 では、2点目。

○篠塚議長 2点目は、資料の請求についてということで、今からお配りしますが、実は、柏村議員の方から、6月の一般質問に使いたいということで、資料の請求がございました。担当課の方に直接持っていかれたんですが、イントラネットで全職員に伝わってしまっていて、議会事務局にも来ましたので、私も見させていただきました。前に、決算特別委員会の時に、過大な資料請求をして、職員が残業とかになったことがありまして、その時は、決算特別委員長の許可を得て資料請求をするとなっておりました。議会基本条例上はですね、休会中の文書による質問という項目はあるんですが、資料請求というものはございません。ただ、あまりにも過大な資料請求なものですから、議員には資料を請求する権利は・・・。

○川上事務局次長 権利は保障されてはいません。

○篠塚議長 保障はされておられませんので、ただ、その点を、皆さんにお諮りをいただいて、議会運営委員会の方で、どのように考えるのか。これ、まだ、議長も決まっていな段階での依頼なものですから、回答をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 この件については如何いたしましょうか。事務局では、これ、受けた

んでしょうけど・・・。

- 川上事務局次長 事務局で受けたのではなくて、執行部側で受けたもの・・・。
- 海老原委員長 はい、はい。
- 川上事務局次長 これを回答すると物凄い量になることが予想されるので・・・。
- 小坂委員 話は大体わかりました。資料を請求する時って、はっきりわからないんですが、議長の了解を得れば良いと、ちょっと、思っていたんですけど、そうなんでしたか。
- 川上事務局次長 資料の請求権につきましては、議会や委員会の議決を経た上での請求権というのは補償されているんですけど、議員個人には請求権はございません。
- 小坂委員 なるほど。
- 川上事務局次長 ただ、信頼関係で、このような資料が欲しいんだけどという場合には、出していただいと・・・。
- 吉田（博）委員 要は、これが度を越しているんだよ。
- 川上事務局次長 はい。
- 吉田（博）委員 以前の決算特別委員会の時もそうなんだよな。職員が大変なんですよ。それで、今、どういう扱いになっているの。議運で、扱いを決めてくれってことか。
- 塚本事務局長 執行部側から依頼があったわけではございませんが、かなり大変だろうという情報は入っております。期限が早いということもありまして・・・。
- 吉田（博）委員 6月議会に活用する。
- 塚本事務局長 一般質問で何をやるかという参考にしたいということなんで、今日か来週ぐらいまでに揃えてくださいというような要求という情報をいただいております。
- 篠塚議長 出せる資料は出すという方向で良いと思うんですけど、今後の課題としてですね、こういうふうに一般質問に使うから、資料請求がボンと出てくる事も検討していただいて、ある程度、議運の方でルールを決めていただければと思ひまして、提案をさせていただきました。
- 吉田（博）委員 これは大事なことだな。
- 小坂委員 そうだよな。
- 吉田（博）委員 柏村議員がいなくなったから、もうないかと思ったが、また帰ってきたからな。
- 海老原委員長 難しいルールですね。どこまでかって事が。
- 吉田（博）委員 議員個人には請求権はないんだ。
- 川上事務局次長 ございません。
- 吉田（博）委員 その辺の法律の原文、コピーして。それを前提に話をしないと・・・。
- 塚本事務局長 行政実例がございまして、昭和24年の行政実例の中で、議員個人の資料請求はできないというのがあります。すぐに書類は出ないんですが。ただ、それは昭和24年の頃なので、時代がだいぶ変わって、政務活動の調査費が出て

いる段階で、議会にだけ与えられていた資料請求権が、執行部側も積極的に出すようにはなっています。例規上には何もないですが、だいぶ変わってきています。実際、横浜市議会か何かでは、基本条例の中に、議会及び議員が、そういう資料を請求した場合には、市長等は積極的に応えていきたいと思いますというような規定を入れている所もあるんですね。ただ、今回の場合には、このようなことなので、そこら辺は、全然。ですから、任意に一般質問のデータを要求された場合には、執行部がやっていっても良いんですが、今回は、このような量なので。昭和24年の行政実例を盾にダメですよというのは、ちょっと、執行部側もできないので。

○川上事務局次長 吉田委員が言われたことなんですが、条文的には、議会や委員会には請求権があるということで、議員個人に請求権がないという条文はないんです。議会や委員会には請求権があるということの裏返しで、個人には無いということを読み取るしかないんです。請求権があるのは議決を経た・・・。

○吉田(博)委員 議決を経た請求権か。

○川上事務局次長 そういうことですので、局長が話したように基本条例の中に盛り込む所が多いんですね。土浦市でも第15条の中に、それに近いものはあるんです。議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対し文書による質問を行ない、文書による回答を求めることができる。

○吉田(博)委員 議長を通してか。

○川上事務局次長 こちらは、国会の質問趣意書、国では議員が5百人近くいらっしゃるんで、質問ができない方のための文書で行う一般質問的なものの応用が、ここに入っております。横浜という具体名が出ましたが、そちらでは執行部側と議会側が良く話し合いをしまして、誠意をもって議員からの質問に対し答えていまいしょうという信頼関係の下、基本条例の中に盛り込んでやっておるようです。今の土浦市のものは、そこまでの文言のものではないので、これをやるのであれば、柏村議員も、この基本条例を作った時の当事者ですので、こちらを直した上で請求をしていただければ、我々は、何の問題も無いと思っております。何もない所にボーンと、突然出されるので、ちょっと、その辺が・・・。

○吉田(博)委員 難しいな、これはな。

○海老原委員長 やること自体は反対って言えないからな。

○小坂委員 この第15条で、議長を通して閉会中に市長等に対して文書による質問を行ない、文書による回答を求めることができるということなんですが、これ、議長がない間にあったというのが1つ、それと、この条文で、これ議長を通して下さいというのがあるので、柏村議員と話をすることはできるんですかね。そんなこと、できるのかなと。そうすると、この中で、さっきの横浜の条例の中で、お互い話をして決めましょうよということは、市長と議会とすり合わせをしましょうっていう意味ですよ。さっきの条文の言い方はね。例えば、それ、書いていませんけど、議長がいなかったとしても、それを引用する訳ではないけど、そういう考え方を相手方に伝えて、そして、これは、ちょっと行きすぎかなというようなことの

話しをするというふうにして、なおかつ、この15条のところ、ある程度、議長を通してないんだから、1回、話しをゼロにしてから話しをしましょうよって、それぐらいしか出来ないよね。文書に無いんだから。そんな感じで如何でしょうか。

○川上事務局次長 一度、議長と柏村議員で話し合いをしていただきたいと。

○小坂委員 そういうこと。

○海老原委員長 とりあえず今日はですね、先程の24ページの15条の1項を遵守していただくということ。今日の段階では・・・。

○塚本事務局長 第15条の一行目に、議長を通して閉会中に市長等に対して文書による質問を行ないという件がありますが、イメージは議会中の一般質問のようなものを、閉会中にも出来るというような内容のものが15条です。今、お話ししているものとは、若干、違うんですよ。

○海老原委員長 違うんだ。

○塚本事務局長 若干、違うので、これを元に話しを進めると・・・。

○海老原委員長 違うんだね、はい。

○篠塚議長 前回の決算特別委員会の時にですね、資料請求については、委員会の議決を持ってすると決めたことがありますので、もし、決めるのであれば、ルールとして、議会としては情報を取れるんですが、個人ではできないということがありますので、議長なり議運に諮って、こういう資料請求をするというルールを決めていただければ、今回は、これで説明がつくのかなというふうに思っております。日にちが無いものですから、こういう一般質問の資料請求については、議長に提出していただき、議長から諮るというワンクッションおいていただくと、そうすると議会が承認したという形になるので、それも含めてご検討いただければと思います。

○吉田（博）委員 その時に、今後も、議会が開催される度に、ある議員から出た場合には、議長が、どのように話しをするの。

○篠塚議長 例えば、一般質問の場合ですと、どういう内容で質問をしたいんだと、中でチェックをしてですね、あと資料を出せるもの出せないものがあると思いますので、新たに作らなければならない資料って、たくさんありますので、そうすると困ってしまうので、過去の資料なら自分で調べられるでしょうし、そのようにして、チェックをして、一度、お預かりして、承認してからお渡しするということになると思うんですが。情報公開で出せる資料もあるでしょうし、情報公開を利用して下さいとなるかもしれない。

○吉田（博）委員 前は、情報公開制度も利用していたんだよな。

○川上事務局次長 すいません。岡山市の議会基本条例第12条、議会への説明等という文を紹介させていただきます。市長等は、議会から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとするがあります。この誠実に対応するという部分で、出すということなんでしようけど、議会側と市長側で話しをして、こういう無理難題的な資料請求はしないという話し合いの元に、この条例はできていると聞いています。

その辺のところ・・・。

○吉田（博）委員 その辺のところ、常識を持ってな。そうなんだよな。それで成り立っているんだけどな。

○小坂委員 そうすると、一つは、議運で、ある程度、ルールを作るというのは、大体、皆さん、そういうふうに思っていると思うんですが。ただ、今回ね、そのルールが後になっちゃうんで、それでは、ちょっとまずいかなという気がするんで、あくまでも第15条で話しをしなければならぬんじゃないかと。というふうに、私は思いますね。後から作ったルールで言うのは、非常に言いづらいでしょうね。そういうことで、ここで常識的な範囲でやっていただくように、まあ、再三、申し上げてますけど、話し合いをしていただくということ以外、無いのではないかと考えておりますので。

○吉田（博）委員 各課は、もう、作業は進めているのか。

○塚本事務局長 イントラネットという情報網があり、これが出まして、政策企画課に提出するとなっています。

○吉田（博）委員 そこでまとめてと。

○塚本事務局長 はい。

○吉田（博）委員 今回は、もう職員も仕事しているけど、俺も言うよ、これ、出した人間に。

（「そうして下さい」との声あり）

○吉田（博）委員 ちょっと多すぎるよと。常識を超えちゃっているから。その辺は、私も、本人に、きっちり話しをします。あとは、議長の方で話しをしてもらう。今回は、しょうがないだろうな。

○篠塚議長 そうしましたら、今回はですね、資料、用意出来たものはお渡しすると。今後については、資料を請求する場合には、一度、ご相談をいただきたいということで、議会運営委員会で、お話しが出ましたということでよろしいでしょうか。

○海老原委員長 はい。

○吉田（博）委員 私の方からも議長に話しを通してからじゃないとダメだよということで。そうしましょう。

○海老原委員長 この件につきましては、議長に相談をしていただくということでよろしいですね。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 はい。続きまして、諮問事項の3番と4番は関連していると思うんですが・・・。

○篠塚議長 前回は議運で議論をいただいていたんですが、3番と4番は別々に議論をしていただきたいと思います。3番目の一般質問時におけるタブレット及びノートパソコン等電子機器の議場持ち込みについてという項目なんですけど、これは、会議規則の中の第5章規律、第149条、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲覧してはならないとか、150条で、議場又は委員会で資料、

新聞紙、文書等の印刷物を配布する時とか、あるんですが、電子機器というもの、今、会議中に新聞とか、情報とかいろいろ見られます。また、一般質問で、ペーパーレスということで、原稿を書かないで、ノートパソコンを見てやりたいという話をいただいております。そういうこともありますので、議員個人の、そういうものを議場に持ち込んで良いかという許可を、その都度、議長に聞いていたんですけど、それは現在にそぐわないのではないかということで、一般質問をする時に限り、そういう電子機器を持ち込んで良いという了解をいただきたい。ICT化については別問題なので、規則に文言がないものですから、携帯電話、新聞とか文書類も閲覧できる。持っていれば、全部、出来てしまいますので、その辺のことまで含めてご審議をお願いいたします。

○海老原委員長 議長から説明がありましたが、ただ、4番も関連してくると思う、結果的に。そう思うんですけど。

○勝田委員 段階的にやるってことですね。

○海老原委員長 いや、段階ってことでは・・・。

○篠塚議長 4番について説明させていただきます。4番目については、今、茨城県でもICT化というものが、特別委員会を作って始まっているんですが、要は中でWiFiを使ったりとか、積極的にICT化を進めております。ペーパーレスを進めていこうということだと思っております。ペーパーレスをするにあたっては、議会がペーパーレスになっても、資料を作る側の執行部が、そういう電子化をしていないと、これはダメなものですから、両方で電子化、ICT化していかなければ進んでいかないことです。これ、すぐには出来ないことが多々あるんで、これは別物として検討をしていただきたいということでございます。関連はしてはしますが、微妙に違うと思いますので、別に検討願います。

○吉田（博）委員 以前から議運はペーパーレスとかタブレットというのは、視察にも行ってるし、これは絶対にやるべきだと思っている。今回の議運で、そういうふうに決めてさ。職員までとなると、これ、もう少し先になるような話で、議会は議会だけで、いろいろな連絡事項とか資料とか、そういうのをタブレットでというのを、4番というのは、それを先行してやっては如何でしょう。私は、そういう気がする。3番のノートパソコンとか、これね、これは良いよね。だけど、これは一般質問をする人だけに限っちゃうのかな。一般質問におけるってあるけど。

○篠塚議長 見るのは、そういう時かなと。規則で電子機器をどうするとかあるんですが、それは別として。今、要望として出てるのが、一般質問時とかに使いたいということなんで。会議中も良いと思うんです。

○吉田（博）委員 そうだね、会議中、委員会も。

○篠塚議長 そういう会議、使って良いという許可が得られれば、ありがたいと思います。

○吉田（博）委員 それは良いでしょうよね。そういう時代だもの。

○塚原委員 それは個人のタブレット、ノートパソコンということですか。それとも議

会から支給されるもの。個人のものだと、どこにでも飛べるので・・・。

○篠塚議長 議会で買うかどうかというのはICT化の方ですので、今は言ってるのは、個人のもを持ち込んで良いかという話です。

○海老原委員長 よろしいですか。

○塚原委員 個人のもを持ち込んで大丈夫という・・・。

○海老原委員長 現段階では、そういう話だよ。ただ、事務局が大丈夫なのかな。

○塚本事務局長 事務局ですか。

○海老原委員長 何かと言うと、持ってない人もいる訳だ。

○塚本事務局長 それは・・・。

○川上事務局次長 3番と4番がごっちゃになっていませんか。今、4番の心配をされているんですよ。

○海老原委員長 いや、3番。

○川上事務局次長 3番ではないと思いますけど。

○海老原委員長 3番って、何かと言うと、要するに自分で覚えるしかないのかなど。

○篠塚議長 今、個人で所有しているものを、議場とかで使って良いかという話なので、操作方法とかは、個人で持っているものですから、全然、関係のないものなので、例えば、質問時、資料を見る時に、自分で調べられれば良い訳ですし、そういうものなので、事務局とか、それは4番のICT化の件なので、そちらでご検討をいただければと。まずは、先に個人で所有している電子機器、タブレット、ノートパソコン等を会議とか一般質問とかに持ち込んで良いという許可をいただきたいということです。

○海老原委員長 だからね、持っていない人は、使いたいんだけど、事務局に教えてくれて言ったら良いのかってこと。

○川上事務局次長 それは構いません。ですから3番は現状の話です。ちょっと話しが違ってしまいかもしれませんが、議場にタブレットやスマートフォンを持ち込んでいらっしゃる方、傍聴席から、それが本当に会議に必要なものなのか、遊びに使っているのではないかという問い合わせが時々あるんです。持ち込んでいいのか、そういう取り決めを、今、何もしていないので、事務局で答えようがないんです、その質問に対して。その部分を、会議に必要なものとして持ち込んでいるということを、議会運営委員会の中でご承認をいただきたいというのが、この3番の趣旨です。

○海老原委員長 だから持っていない人が・・・。

○小坂委員 委員長、多分、私の理解は、パソコンで、こういう資料を見せます。あるいは写真とか。今は紙に書いてあるのを見せていますが、それと同じようなことなんじゃないかな。だから、パソコンじゃなくても許可が必要なんですけど、パソコンなりタブレットなりで、こういう写真を出しても良いですか、こういう使い方を言うんじゃないかなと思うんですが。それから下の4番は、みんなで文書とか、連絡とか、紙は要らないよねってことで。4番は、そういう話になるんだろうと思

うので、そんな感じでいいんですよ。

○吉田（博）委員 後にしろよ、もう。

○吉田（千）副委員長 この3番については、もう、これ、持ち込みはオーケーということで、これはこれで良いんじゃないでしょうか。

○勝田委員 異議ありません。

○塚原委員 異議ありません。

○小坂委員 ただ、私、気になるのは、そんなことはないんだろいうと思うんだけど、その場でやると、パソコンを打つと、音がね・・・。

○塚原委員 今回は持ち込んで良いかどうかの話であれば良いんじゃないかと。そこで打つ打たないは別で・・・。

○小坂委員 その辺は、ある程度、言っていないと、そこでやられちゃうとね、私、すごく嫌なのでね。

○篠塚議長 そこは規律という部分で。規律という条文の中に入っていますので。議場の中や会議室は静粛にやると規律に入っているのです。それは規律の部分で収めるものだと思うんですよ。邪魔をしてはならない訳ですから。持ち込んで良いかどうかの許可を、今日、承認いただいて、4番については、話が長くなるので、今後、この課題について、議会運営委員会で検討いただきたいということだけ、ご承認をいただきたいと思います。

○海老原委員長 その前に、前提だけ。何かというと、スマホも含めての話し、電子機器にはスマホは入っていますよね。

○小坂委員 当然、そうなるね。

○海老原委員長 前提が、ちょっと。ノートパソコンとかは、わかるんですけど。電子機器というのは。

○塚本事務局長 小坂委員が言った、こう、見せる話しですか。

○篠塚議長 見せる話しとか、それは、また別の話しですすね、今、実際にノートパソコンでといっても見せられませんので。小さくて。機材を取り付けるとかの話はICT化の話でありまして、これは長くなります。会議中に調べたり、現状、やっていますので、議場に電子機器を持ち込んでいますので、それが違法性が有るも無いも、何もルールがないので、傍聴席から見られた方が何をやっているんだと。資料を調べたりすることもありますので、ちゃんと許可しているというルールを作って欲しいということで、3番は、その許可をいただきたいということです。4番については長くなるので、また別の機会に、いろいろなご意見をいただいて協議をしていただきたい。4番のICT化や議会基本条例のことで特別委員会が必要という話でも結構なので、今後の課題としてお願いしたいと思います。

○海老原委員長 ですから、その3番については、電子機器にスマホを入れるか入れないか。

○勝田委員 スマホは、私は入っていると思います。

○吉田（博）委員 入るよな。

- 海老原委員長 ということで、その辺の意思統一を図りたいんで。調べる時にね・・・。
- 吉田（博）委員 大丈夫だよ。了解で良いよ。
- 海老原委員長 それでは、3番についてはですね、スマホも含めまして、タブレット及びノートパソコンの議場持ち込み、ただ、これ、やっぱり、ある程度ですね、倫理ではないんですけど、ルールは、今は決められないんですけど、これ・・・。
- 篠塚議長 確認ですが、議場及び会議室としてよろしいですか。
- 吉田（博）委員 一般質問時じゃなくて、もう少し広く。
- 小坂委員 要するに委員会も。
- 吉田（博）委員 委員会も。
- 篠塚議長 議場及び委員会室として、議長から報告させていただきます。
- 吉田（博）委員 議場及び委員会室に持ち込んで遊んでいる馬鹿はいないから。
- 海老原委員長 それでは、3番について確認させていただきます。スマホも含めまして、一般質問並びに委員会の時のですね、電子機器の持ち込みは、6月からということで、事前の委員会も含めてということで。これ、どこで報告すれば良いのかな。
- 川上事務局次長 初日の全協でお願いします。
- 吉田（博）委員 議運の委員長がやれば良い。議長から諮問を受けてやったんだから。
- 海老原委員長 じゃあ、5月だから事前はダメなんだ。事前の委員会はダメだってことだね。
- 川上事務局次長 取り決めが無いので、良い悪いが無いんです。持ち込んでダメと言えないんです。
- 小坂委員 5月の事前委員会に持ち込んで良いのかとか。  
（「その辺は」との声あり）
- 海老原委員長 はい。では、3番につきましては終わらせていただきます。4番のICT化についてですが・・・。
- 吉田（博）委員 それは後にしろよ。
- 海老原委員長 これについては、特別委員会を作るか作らないかという話だけかと思うんです。ICT化については。
- 小坂委員 そういう話しなんですか。
- 海老原委員長 議運でやるか。
- 吉田（博）委員 今まで議運で、このタブレットとか、やってきたんだから。視察もやってきているし、研究してきたんだから、特別委員会じゃなくて議運で。ただ、これ、難しいのは、単なるタブレットじゃなくてICT化っていうのがあるから、これは、ちょっと、難しいかな。今はこうだよ、将来的にはこうだよってとこまで、やっておかないとな。
- 海老原委員長 ICT化については、予算のこともあるので・・・。
- 吉田（博）委員 それもある。予算のこともあるけど、議運で決めたというものをやらないと。
- 海老原委員長 議運でやるということで、特別委員会は作らないということでよろし

いですか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 はい。それでは、今回の議長からの諮問事項については、以上でよろしいですか。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 その他、委員の皆様から何かございますか。

○吉田(博)委員 議長から、こんなに諮問来ないよな。毎回出すのかい。毎回出しても良いんだよ、議会改革ということからすれば、出して良いんだよ。

○海老原委員長 その他ありますか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。